

国第七回 参議院大蔵委員会会議録 第四十四号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)午前十時四十六分開会

本日の会議に付した事件

○船主相互保険組合法案(内閣送付)

○昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○配炭公司の損失金補てんのための交付金等に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○光学機用ケースの物品税軽減に関する請願(第一三四三号)

○室内装飾用品中一部の物品税廃止または軽減に関する請願(第一四五二号)(第一五五九号)

○ガス器具の物品税軽減に関する請願(第一五四一号)

○照明器具の物品税軽減に関する請願(第一五六二号)

○漆器の免税点引上げ等に関する陳情(第一一〇三号)

○白糖の消費税撤廃に関する請願(第一一二九一号)

○播種油税軽減に関する請願(第一二三号)(第一三二号)(第一三三七号)(第一三四一号)(第一四一九号)

○木船保険法による木船保険組合解散しました後は、危険率の高い木船の保険は、保険会社が受け取ることを

好まず、現在では、木船の殆んどすべてが無保険の状態にありますことと、

第二には、大型鋼船船主が船舶の運航に伴つて負担する費用及び責任につき、

おしては、現在の損害保険会社の船舶

○播種油税軽減等に関する請願(第一二五号)(第一五〇〇号)(第一五八八号)(第一七九四号)

○揮発油税軽減等に関する請願(第一五二六号)

○身体障害者の所得税基礎控除額引上げに関する請願(第一六三九号)

○青色申告制度の普及徹底等に関する請願(第一七七三号)

○協同組合に対する課税免除または軽減の陳情(第三六七号)

○軍用土地建物等の国有財産民間活用に関する請願(第五五七号)

○委員長(木内四郎君)より大蔵委員会を開きます。船主相互保険組合

法案を議題といたします。先ずこれよ

り提案の理由を聞くことにいたしたい

と思います。

○政府委員(舟山正吉君) 只今議題と

なりました船主相互保険組合法案につ

きまして、その提案理由並びに要旨を

御説明いたします。

○現行の保険業法によりますと、保険

事業を営むことのできる者は、株式会

社又は相互会社に限られております

が、船舶海上保険におきましては、損

害保険会社の受け取ることのない分野があり、

船舶所有者の間において相互保険を行

うための相互保険組合設立の要望は、

大なるものがあります。その

理由は、先ず第一に、昭和二十三年七

月、木船保険法による木船保険組合が

解散しました後は、危険率の高い木船

の保険は、保険会社が受け取ることを

(第一四九一号)(第一一四四三号)(第

一四五八号)(第一五〇〇号)(第一五

二五号)(第一五六〇号)(第一五八八

号)(第一七九四号)

○揮発油税軽減等に関する請願(第一

五二六号)

少なからずあるので、昭和二十四年四月一日から船舶運航の方式が船舶運営会の裸船から定期貨船に変更され

たされました。今回更に、来る四月一日から船舶の運航はすべて船主自

身の手で行われることとなりましたの

で、その必要が倍加されて來たのであ

ります。従いまして、これらの船主が

相互扶助の精神で船主相互保険組合を

設立することは、必要であると考えら

れますので、ここに本法案を提出し

て、組合組織による船主の相互保険事

業を認め、右の要望に応えようとする

ものであります。

次に、この法案の要旨は、大体次の

通りであります。

第一に、この法案は、船主相互保険組合の行う相互保険たる損害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護しようとするものであります。

第二に、この法案に基いて設立され

る船主相互保険組合は、主として木船の船体に関する相互保険を行なう木船相

互保険組合と、大型鋼船の費用及び責任に関しまして相互保険を行なう船

主責任相互保険組合との二つに限られ

ております。

第三に、船主相互保険組合を設立す

るには、出資の総額が二百万以上、組

合員の数が十五人以上及びその組合員

の所有又は賃借する保険の目的たる船

の認可を受けなければならないことと

いたしております。

第四に、組合員たる資格を有する者

は、本船を所有又は賃借する者、船主

は、本船を所有又は賃借する者、船主

は、本船を所有又は賃借する者で、それ

それだけが出されたに拘わらず、五百九千トンしか出でない、ということは、この差額は、御承知のように、約五百万吨の貯炭があつたわけでござりまするのと、その貯炭になつておるに付けるにつきましては、当該期ごとにその欠斤量を見てございませんから、従つてそれらのものが一遍に清算の過程に出でて参るということに相成る。それで今は今のようにな十分な欠斤の見方に対しまして、洗いざらい渡つて見たらどうなるか、ということにつきましては、お手許に差上げました配炭公團解散後損失予想表というのが、昨日差上げました一番最初にございます。この中に欠斤並びに廃棄量が、右炭すぎまして百十三万七千三百七十六トンという数字が出ております。ちょっとお分かりになりますか、どうか、百十三万七千三百七十六トン、従いまして配炭公團のまだ各期の業務をいたしておきましたが、五十七万トンばかり、それにはこの最後の清算段階におきまして、今までの分を全部洗いざらい出した結果が、それに百十三万トン加えまして百七十万トンという数字になる。この百七十万トンという数量に対しまして、先程申上げましたように、百五千トンが原価に織込んだもの、差額の七十万が、そういう意味における諸掛りの問題、そういうような点ネットの損ということにお考え願いたい。この損失予算ができるりますのは、そういうような原価に織込みました、例えば欠斤の問題、或いは運賃の諸掛りの問題、そういうような点が全部の尻は尻で一つの数字と相成りますので、その貯炭になつておるに付けるにつきましては、当該期ごとにその欠斤量を見てございませんから、従つてそれらのものが一遍に清算の過程に出でて参るということに相成る。それで今は今のようにな十分な欠斤の見方に対しまして、洗いざらい渡つて見たらどうなるか、ということにつきましては、お手許に差上げました配炭公團解散後損失予想表というのが、昨日差上げました一番最初にござります。この中に欠斤並びに廃棄量が、右炭すぎまして百十三万七千三百七十六トンとい

り、それはそれといたしまして、今日ありまするところの貯炭なり、或いは売上げなりから見まして、どういうふうな損失、欠斤が出るかということを比較いたしましたが、その数字であります。従いまして、今、波多野委員がおつしやいましたような、純損失がどれだけ欠斤からおきたということは、今申上げたような百七十万トンと、百万五千トンとの差額である、こういうふうに御承知を願いたいのであります。

○波多野鼎君 百七十万トンというのは、この原価計算に当然入れるものと、損失の原因となつた欠斤と両方合せて百七十万トンということですか。

○政府委員(石原周夫君) さようでございます。

○波多野鼎君 それはどこに出でおります。

○政府委員(石原周夫君) それは先程申上げましたように、解散時以後における石炭、コードクスの損失予算といふのが百七十万でござります。これは即ち、解散時以後におきまして、公団のブック・バリュー、帳簿に載つておりますが、現実に炭を拂出しまして、売り切るときの現実にあります炭の量との差額、従いまして、今までのおのこの期の決算におきまして、欠斤として落しましたものは、これは帳簿から躊躇しているわけでありますから、従つてこの配炭公團の全商売を通じまして生じましたる欠斤は、この清算段階におきまして百十三万トンと、先程御覽の小さい紙にある五十六万九千トンが、両方の合計が総欠斤量に相成るわけであります。それに対しまして、先程申上げたのが、原価算入数量、どれだ

けか、一いつと百万トンである。従いして差引きのネットの欠斤増と申しまするが、原価に算入しない分は七万トンであるというように御承知をいたい。

○波多野鼎君 それでは今のは数学をう一つ出して下さい。はつきり分らうにして下さい。それから廃棄の間もお伺いして置きたいのだが、この支那炭というの、随分そこでは損失原因としては大きな役割を占めているわけですね、廃棄の炭の数量は出でりませんですね、これに出でおりまなか、金額だけしか出でない。

○政府委員(石原周夫君) 欠斤と廃棄は分けてありませんので、一本になってしまりまするから、その百十三万、少しき程私が申上げた百七十万といふ数字は、いずれも最後の締めくくりにおいて廃棄を含むというようになります。

○波多野鼎君 そうすると、廃棄と公斤は、どういうように区別して考えるのでございまますかね、どういうふうになりますか。

○政府委員(石原周夫君) 詳細には左側から申上げた方がいいかと思いますが、まあ言葉の区別といたしましては、欠斤そのものはもうないと、どうとになつておりますし、廃棄は、物があるのですが、捨てる以外にないといふようなもので、非常に品位が悪い、いは貯炭場の泥と一緒になつて、専用上使いのものにならないという両方を述べての数字でございます。

○波多野鼎君 それからこの解散前の各期における欠斤、廃棄といふやつは、どうしても出て来ないのでですが、今の原価計算に織込んだものだけして出て来ないわけですね。

○政府委員(石原周夫君) 大体はそ
うです。御了承をうながす
業者の中から大体十六億くらいのものが回収不能になるのではないか、といふことでござります。
○委員長(木内四郎君) 念のため伺
て置きますが、その他小口及び販売業者の四十四億円の中から大
きく、いの回収不能にあなたの支
料で出て来ると思うのですが、そ
他の上に掲げてあるように各会社の
の中から回収不能ということは目
でおらんでしょうね。
○政府委員(石原周夫君) 全然ない、
いうことは申上げられないようでも
ますが、殆んどあるまいと思います
○波多野鼎君 販売業者口といた
一覽表の一一番最後にあるのは公團の
といいますか下部機構としてやつて
いるとは違うのですか。委託販売も
つておるわけではないのですか。
○説明員(加藤八郎君) 御指摘の開
会社とおつしやるのは或いは公團の
員なんか関係しておるような会社と
うようなお話じやないかと思うので
ざいますが……。
○波多野鼎君 そうではない、公團の
一機構としてやつておるものとは違
かというのです。
○説明員(加藤八郎君) 全然そ
ういふことはございません。
○波多野鼎君 そうするとこれは販
業者といふのは純然たる民間の業者
のですか。
○説明員(加藤八郎君) さようじ
います。
○油井賢太郎君 或いはこれはも
うか質問されたかも知れませんが、
炭公團の値引きですね、値引きが

憲有炭にあつてコードスに五億六千九百万円、こういふのは④の撤廃後に起きた問題だと思うのであります。が、一体公団といふのは④で以て買賣をしておつて手段が下りそうだから今度は公団を廃止するというふうになつて、自由経済に入つておると、いうことになれば、いつでも公団は必ず最後には損をするという結果論が出るのですか。そういう趣旨で以てこれはやつておるわけなのです。

と思うのです。そういう場合には何らかの方策を前以て立てるということも必要であり、又善処する措置、これが必要だと思ひます。ところが石炭に限らず、繊維品なんかでもそのやう方が悪いために経済界に混乱を起しておる。あらゆることでそういうふうに混乱を起しておりますが、この配炭公團に限つてこの損失を差当つて政府で以て負担しなくちやならないといふうなのはどうかと思うのです。もつと前にもう国会あたりの予め了解をつけ置いて、方策を立ててお願いして然るべきだと思ひます。そういう準備が非常にルーズだと思ひます。これについてはどうお考えになりますか。

で果して大きな混乱なしで済ませるだらうかといふくらいの、まあ短い期間を以ちまして清算に入つたのであります。併しながら昨年度の下半期においての需給の転換が非常に早かつた、それに加えまして、心理的な作用も働きまして、御指摘のような赤字になつたのであります。従いまして今後におきましてはこういうような苦い経験に鑑みまして、すでに昨年の十月以来、一例を上げて申しますれば、価格調整公団のことときは、従来は一遍物を買いまして、それを売るというやり方をやつておつたわけであります。従つて收入、支出、両建になつておりますが、これを先に決算いたしまして、売買差額だけを選んだというようなことになりました。そういうふうな方式をでかけるだけ取ることによりまして、物を抱くことができるだけ磨き、それから未収金の額もできるだけ少くするというような方針を採用して参りました。それでも尙若干の残つておりますが、につきましての将来におきまする問題はあると思うのであります。この点は実施上いろいろな、まあ現在公団が果しております金融的機能の点から申しまして、公団の扱い物資を外すということは非常に摩擦の多いことになりますが、我々といたしましては、できるだけこういうような損失を生ずることのないよう、少々の摩擦があつても早く外して行くということをやる必要があると思います。

和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案を議題として審議を進めたいたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(杏内四郎君) 御異議ないとして認めます。それでは本法律案を議題として審議を進めます。本案につきましては、すでに地方行政及び建設委員会との連合委員会を開き、又連日慎重審議を重ねられて参つたのであります。が、すでに質疑は終了したものと認め、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杏内四郎) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと存ります。別に御発言もなければ討論は終局したものと認めて、直ちに採決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杏内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案の採決を行います。本案につきましては衆議院において一部修正をして、本院に送付されたのであります。が、衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔總員挙手〕

○委員長(杏内四郎君) 全会一致と認めます。よつて昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案は、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚本案に対する報告書に対する御署名及び本会議における委員長の報告につきましては、恒例によつて取扱うことに御異議ございませんか。

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。

多數意見者署名

波多野 鼎	黒川 英雄
伊藤 保平	玉屋 喜章
西川甚五郎	櫻内 辰郎
油井賢太郎	小宮山常吉
藤井 丙午	

○委員長(木内四郎君) この際配炭公團の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題として、御質疑を継続して頂きたいと思います。

○波多野鼎君 この大口需要者売掛金一覽といふのが、二種類あるわけなんです、プリントが。これを見ますと、どうも数字が合わないので、つまり一方の解散時売掛金一覽表、二十五年三月二十八日という日附の入つておるので、昭和二十五年一月末大口需要者売掛金一覽、これが日にもが入つてないのだが、一月三十一日現在といふふうになつておるので、この一月三十一日現在の売掛金額というのを見ますと、各大口需要者に關する売掛金の各会社についての額と、もう一つの表における、各会社の額とが非常に違つておるので、そればかりでなしに、この販売業者口、それからその他小口、これが一番問題だと思うのですけれども、この両者の数字也非常な食違があるのですが、これはどういうことか、ちょっとと説明を願います。

○説明員(加藤八郎君) 解散當時の金

額と、それから三月末の金額との間の開きは回収によりまして減つた分は、

ますから、

その時の現在でございま

がなかつたという結果になつておるの

でございます。

減つた金額を差引いて、現在額を載せたので異同もござりますが、中には殖えておるものございますが、そういう

ものはこの荷渡し数量の後日の修正が発見されたとか、或いは炭種の品位による修正があつたというようなことで動いて参りまするのでそんな関係で食違いがあるのでござります。

○波多野鼎君 それから八十八億といふのは、売掛金総額の……。

○波多野鼎君 一月末現在の

残高でございます。

○波多野鼎君 そうしますと、つまり一月末までに相当回収したというわけなんですね。それだけ減つた、半分に減つたわけなんだが、販売業者口といふ数字を見ますというと、解散当時に

は四十四億の売掛金代金があつたの

が、今度六億に、一月末には六億、こ

れましたのは、統制の……八月十五日

から販売業者を指定されまして、その

指定販売業者に売るということになり

ましたので、国鉄とか進駐軍とかそ

うのは、直接に売りましたけれども、八月十六日以後は指定販売業者を通すということによつて売つて参つた

のであります。そういう関係でしつか

りした販売業者が指定されておるの

で、回収販売業者は自分の責任にお

いてこれを拂つて來たというような結

果になつておる次第であります。

○波多野鼎君 そうすると販売業者口といふのは非常に遅れておるのはどういうわけ

なことですか。販売業者口といふのは非

常に進んでおるのに、小口の方はこん

なに遅れておるのはどういう理由ですか。

○波多野鼎君 先程の説明では百九

〇波多野鼎君 それからもう一枚の紙

を見ますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 それは確かですね。

○説明員(加藤八郎君) はあ。

○波多野鼎君 それからもう一枚の紙

を見ますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

の総額は。これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようござ

います。

○波多野鼎君 さようござ

りますか。

○波多野鼎君 さうするところちらの二

十五億、小口に対する売掛け金の回収が

見えますと、これは一月三十一日現在

だが、それは八十八億ですね、売掛け金

するけれども、支拂状況は必ずしもよくないよう聞いておりますし、その当時の資金が詰つておつた状況から見ましても、恐らくは配表公團に売ることは資金の回収上非常にいいという点が一つの理由であつたかと思います。

○油井賢太郎君 資金の回収がいいわけなんですが、あとになつて悪くなつたのですね。最後になつては……。それで公団として壳渡し先の代金の回収の根本原則としてはやはり現金取引を以てしたわけですか。それとも或る程度の期間を設けたのですか。

が、この契約條項は大体月末に〆切つて、翌月の十五日までに拂うというふうなものもござりますし、それから、そういうものが大体最も上の條件でありますとして、現金で取ると、いうふうなもののござりますし、必ずしもすべての契約が皆同じ條件だということではなかつたのでござります。

○説明員(加野一郎君) 今はつきりと
いうお話をしたいのですので、当時の事
情を申し上げますと、只今清算入から
説明がございましたように、最低生産
資材割合規則という商工省の省令が
ございまして、この規則によりますと、

ら、それは実行されてなかつたといふうになるわけですね。
○説明員（加藤八郎君） そういう契約條件で、荷渡ししておりましたので、その條件通りに履行させるべく努力をしておつたのだろうと思ひます。が、たゞ、この臨時物資需給調整法でありますか、それに基いて、クーポンがある

〔理事黒田英雄君退席、委員長着席〕
ターボンを持つておる者が、配炭公團に石炭の要求をして参りましたときには、配炭公團は正當な事由なくしてはこの荷渡しを拒否することができないことになります。この正當な事由と申しますのは、例えばすで

○説明員(加野一郎君) それは安本と資源庁です。

○油井賢太郎君 これは今のお話を聞きますと、クーポンのあるものに対しても、もう代金が回収できようができます。荷渡ししなければならんと、いうような原則になつておるといふ

○油井賢太郎君　只今の話は、これは
私の方でもよくもう一廻検討しなければならんし、監督官庁といふ今のお
話、それは責任者でありますか。監督

て、監督官庁の方も、又関係方面の方へいろいろ御折衝になつたようござりますけれども、それは規則の解釈上、いかんと必ず荷渡しはしなければなりませんということになつておりますので、恐らく普通の営利会社でありますならば、荷渡ししないであろうと思われるような方面にも、現実に石灰を

あるかどうかといふことによつて荷渡しを拒否してはいかん、こういう規定になつております。それで併しこの公団いたしましては、明らかに支拂ができないようなものに石炭を荷渡して参りますと、逐次回収不能の額が増嵩いたしますので、そういう代金の支拂できなきようなものは、正当な事由あるものとして荷渡しの拒否ができるようとに、ということを監督官庁の方によつてお願いいたしたのであります。

ので、そう、うとこらからこう、うううな大きな欠損額が累積されて来たと思うのであります。そういうことに付いて、もう少しその当時の事情を責任ある、或いは関係方面に直接折衝された人の話をよく聞かないと、我々

說明員
配炭公団清算人 加藤 八郎君
通商産業事務官 (公団清算室) 加野 一郎君

○委員長(木内四郎君) それでは日本はこの程度にして散会いたします。年後は経済安定委員会と連合委員会がかりますから、外資に関する法律案について連合委員会がありますから、御出席願います。

午後零時六分散
出席者は左の通り。

委員長 理事 木内 四郎君

波多野 鼎君
黒田 莫雄君

伊藤保平君

委員
玉屋
喜章

西川甚五郎君
豐内長郡

櫻井辰角
油井賢太郎君

小宮山常吉君

藤井丙午君

政府委員
地方自治次長
荻田保基

大藏事務官
銀行司長
舟山正吉君

大藏事務官
正付司次長
石原 周夫君

大蔵事務官(主
計局法規課長) 佐藤一郎君

讀書記

昭和二十五年五月二十四日印刷

昭和二十五年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁